ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　通巻 174 号　2010.5

愛知働くものいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

マツヤデンキ小池さん名高裁で逆転勝訴！

不当にも国は上告!闘いは最高裁へ

４月16日、名古屋高等裁判所・高田健一裁判長は、一審判決を取り消す原告勝利の判決を言い渡しました。

マツヤデンキ豊川店に身障者枠で採用された小池勝則さん(37)は、僅か１ヶ月半で死亡しました。妻・友子さんは、「心臓機能障がい者の夫にとって、時間外労働や立ち仕事などが過重な業務だった」と訴えていました。

判決では、「すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負ふ」と憲法27条を引用しました。その上で、労災認定の判断基準については、勝則さんが身障者枠で採用されていた経緯を重視し、「身障者であることを前提として業務に従事させた場合に、その障がいとされている基礎疾患が悪化して災害が発生した場合には、その業務起因性の判断基準は当該労働者が基準となる」「そうでないとすれば、身障者は最初から労災保険の適用から除外されたと同じことになる」と明快に結論づけました。

判決の後、友子さんは、80名を超える支援者と報道陣を前に笑顔で応対し、「遅れている日本の障がい者政策を進めるきっかけにして欲しい。」「国は上告せずに職場環境を改善して欲しい」と心境を述べました。

ところが、上告期限の４月30日、国側が上告したため、最高裁で引続き争われることになりました。最高裁で勝利し、新たな労災認定基準をめざす闘いです。もうひと山、もうひと押し、温かいご支援をお願いいたします。　（文責：鈴木　明男）

小池さんからの手紙

名古屋高裁逆転勝利から最高裁へ

判決報告集会での小池さん

４月16日は、雨にもかかわらず多くの方が大法廷に駆けつけて下さり、満席の傍聴席を前に名古屋高裁高田健一裁判長は「原判決を取り消す。」と逆転勝利判決を言い渡しました。私は皆様と一緒に喜びを分かち合えたことや、これまでの苦労が報われたようで大変嬉しかったです。高裁で前進できたのは、署名活動や傍聴など皆様のご支援の賜と感謝しております。

高裁判決は、「障害者の就職のための集団面接会を経て本件事業者に身体障害者枠で採用された者であるから、当該業務による負荷が過重なものであるかどうかを判断するについても、勝則を基準とすべきである」と、私どもの主張を全面的に認めた画期的な判決となりました。

19日は愛知労働局、26日には小池晃参議院議員(共)の紹介で厚生労働省要請。他にも様々な形で政府への働きかけを行って頂き、大西健介衆議院議員(民)の新たな支援も得られたのですが、残念ながら上告期限の４月30日午後４時半過ぎ、愛知労働局労災補償課から森弁護士へ「本日、上告受理申立てをしました」と連絡が入りました。その電話の雰囲気から、森弁護士は一瞬で「悪い知らせ」とわかったそうです。

愛知労働局労災補償課は「判決内容について関係省庁と協議した結果、名古屋高裁の判断には、業務の過重性についてこれまでの全国の高裁判決と違う考え方が採用されていること、医学的知見に基づかない判断がなされていることなど問題点があるので、最高裁のご判断を仰ぐことにした」とコメントしましたが、それに対する弁護団も、上告審を闘う決意とその意義について「画期的な名古屋高裁判決を確定させるべく全力を尽くす決意を表明するとともに、最高裁において高裁判決を確定させることにより、過労死労災認定基準の改正に繋げたい。最高裁における闘いは、過労死労災認定基準の改正やその運用を改めさせる絶好の機会ととらえて闘いたい。」と力強く宣言し、早速対策を練って下さっています。

高裁判決は広く報道され注目される裁判となりましたので、原告としては今まで以上にプレッシャー、そして体力や精神面の不安も感じますが、「平均的労働者基準から本人基準へ」という課題は、どの過労死（自死）裁判にも共通するものだと思いますので、他の裁判とも連帯して皆様のお力添えを賜りながら、最高裁での労災認定を目指して努力したいと思います。今後ともよろしくお願い致します。

2010.5.5　小池友子

2010年(平成22年)4月17日(土曜日)　©中日新聞社 2010　(日刊)

中日新聞

障害者死亡 労災認める

過労判断 健常者と別基準

名高裁が逆転判決

心臓に障害のあった愛知県豊橋市の小池勝則さん＝当時(28)＝が家電量販店に勤めていて突然死したのは過労が原因として、妻の友子さん(29)が、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった国の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は十六日、請求棄却の一審判決を取り消し、原告の訴えを認めた。＝関連記事面

判決理由で高田健一裁判長は、労災認定の一論として「平均的労働者を基準とするのが自然」とする一方、小池さんが身体障害者枠で採用された点を重視。「少なくとも身障者を前提として業務に従事させた場合、業務が過重かどうかは（平均的労働者でなく）その人自身を基準に判断すべきだ」と判示した。

その上で小池さんの労働実態を検討。一日一時間半～二時間半の時間外労働や立ち仕事が過重だったと判断し、労災を認めた。原告代理人の弁護士は「労災認定をめぐり障害者本人を基準とする司法判断は例がない」と話す。

一審の名古屋地裁は、小池さんの死亡直近の時間外労働が月三十三時間で、国が過労死認定基準の一つとす

発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811
タイホウグループ
スプリングコンサート
上演しています
TAIHO GROUP
タイホウグループ
本社 名古屋市中区上前津2-4-10
TEL (052)332-0777(代)
http://www.taiho-group.co.jp/
中日新聞ホームページ
http://www.chunichi.co.jp/
中日新聞 検索
購読申し込みは
フリーダイヤル
0120-454010
勝利判決を報じる新聞記事

小池弁護団、抗議の声明

2010年４月30日

声　　明

マツヤデンキ過労死事件弁護団

本日、国は、マツヤデンキに勤めていた心臓機能に障害がある労働者（以下「被災者」という）が2000年（平成12年）12月24日に死亡した事件で、名古屋高等裁判所（民事第３部、高田健一裁判長）が2010年（平成22年）４月16日に言い渡した判決につき、最高裁判所に上告する旨の決定をした。これにより、豊橋労働基準監督署長が行った業務外の処分を取り消す判決の確定が先延ばしにされた。

2006年（平成18年）12月13日、国連総会で「障害者権利条約」(Convention on the Right of Personos with Disabilities) が採択され、2007年（平成19年）９月28日、日本は同条約に署名している。被災者が心臓機能に障害を有するものであることからすれば、被災者の労災認定においても、この条約が求める障害のある者に対する合理的配慮、すなわち、その障害に即した過重性判断がなされるべきであり、それは労働安全衛生法、障害者雇用促進法、障害者雇用対策基本方針で求められていることでもある。この点につき、舛添要一前厚生労働大臣は、2008年（平成20年）12月18日、参議院厚生労働委員会で、「労災だけではなくて、障害者権利条約にあるようなどこまでの合理的配慮かというそれがまずあって、それに瑕疵があれば、労災というふうなつながり方になると思う」「合理的配慮を超える場合は国がやるというようなフランスのような制度も考えられると思いますので、今後の検討課題としたいと思います」と答弁している。

当弁護団も、本判決が「憲法２７条１項が『すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負ふ。』と定め、国が身体障害者雇用促進法等により身体障害者の就労を積極的に援助し、企業もその協力を求められている時代にあっては、常に平均的労働者を基準とするのは誤りである」として、「少なくとも、身体障害者であることを前提として業務に従事させた場合に、その障害とされている基礎疾患が悪化して災害が発生した場合には、その業務起因性の判断基準は、当該労働者が基準となるというべきである」などと判示した点を指摘して、憲法２７条１項の勤労の権利を踏まえ、労働安全衛生法、障害者雇用促進法の趣旨を貫徹したものと評価し、厚生労働省、愛知労働局長、豊橋労働基準監督署長が本判決を真摯に受け止め、上告しないよう強く求めた。

にもかかわらず、国は上告したのであり、これは明らかに憲法や自ら署名した条約を無視する態度であり、障害者に対する雇用施策を「検討課題」とすることを先延ばし、国際的にも後らせるものというほかない。

当弁護団は、改めて、厚生労働省、愛知労働局長、豊橋労働基準監督署長に対して、判決を真摯に受け止め、これらの法の趣旨に即して脳・心臓疾患による過労死の認定基準を改め、過労死の認定行政を抜本的に見直すことを求める。当弁護団は、厚生労働省、愛知労働局長、豊橋労働基準監督署長が、判決を真摯に受け止めるまで、上告審において、判決の正しさが認められるように求めていく所存である。

以　上

不当判決　倉田判決傍聴記

公務災害認定を求める会
事務局次長　　吉川正春

地方公務員災害補償基金愛知県支部が、刈谷市美術館職員故倉田康弘さんの死亡は「公務外」とした決定の取り消しを求める裁判で、名古屋地方裁判所は4月21日(水)提訴を棄却する判決をだしました。

判決までの裁判官の態度

私は提訴から判決まで通して傍聴したのは初めてでした。論点整理、進行協議という場でなにが争点になるのか整理していく過程を経験しました。

被告が「倉田さんの持病が悪化して亡くなったので、公務災害では無い」との主張に対し、裁判官が「持病があったとしても業務のストレスが死に至らしめたという判例はある。業務に関係なく持病が悪化したという見解があれば示しなさい。」とのやりとりや、原告倉田さんに対する尋問で裁判官自らが「幼いお子さんを育てていくのは大変だったでしょう」とねぎらいの言葉をかける場面などもありました。

当日被告側弁護人は出席しておらず倉田さんの勝訴は間違いないなと思っていたら、「原告の請求を棄却する」との判決で冷水を浴びせられた思いでした。「詐欺にあったような判決だ」と思わずにいられない心境でした。

判決文を読んで

判決は「平成10年度の人員減と異動で、業務の量的な負担が増加し繁忙であった」と認めながら、「特段のトラブルもなく推移した」として過重労働を認めていません

「死亡当日およびその前2日間が休日であり、それ以前に蓄積した疲労から回復することのできる状況であった」と、10年も前の認定基準に依拠するなど、これまでの過労死裁判の到達点とかけ離れた判決です。

事実誤認による判決

判決文は「セコムの設定時刻よりも記録簿記載の退勤時刻の方が早い日の方が多いといっても、そのほとんどは20分くらいまでの違いであり、公務が終わった後、机の片付けや身支度をしたり、しばし雑談等の休息をするなどして一定の時間を過ごした後退館したとして矛盾のない程度である。」としています。

しかし事実は、4月から亡くなるまでに退勤時刻より30分を超える在館は22日間あり、長い時間は221分(3時間41分)、199分(3時間19分)、191分(3時間11分)などです。このたぐいの事実誤認は随所にあります。

また、許せないのは原告の供述は事件後「3年もたっているから信用できない」とする一方、美術館側の証言を疑問視することなく採用をしており問題がある判決になっています。

不当判決許さず控訴

原告倉田さん、弁護団、倉田公災認定を求める会は一致して「今回の判決は不当であり控訴して争う」決意をしています。

6月20日13時30分からは刈谷市総合文化センターで第7回総会を開き運動を広げていきます。

判決の不当性を厳しく指摘する福井・水野弁護士と原告利奈さん

ゆたか福祉会
人権　争議

泰中さん、復職ならず定年退職!

2002年９月23日、泰中広子さんは第２ゆたか希望の家における職員会議で出席した職員からいじめられ、重いうつ病になりました。

いじめの原因は、泰中さんがゆたか労組を脱退しローカルユニオンに加盟したことで、「ゆたか綱領」に反する行為として糾弾されたのです。

この人権侵害が司法の場で有罪とされ、愛労連ローカルユニオン・金丸さんを支援し人権を守る会・ゆたか福祉会との間で全面解決協定がつくられました。その協定にしたがって職場復帰をめざしていましたが、度重なるゆたか福祉会の配慮のない行為によって職場復帰をするまでに健康が回復出来ませんでした。

この問題について、３月16日に行われた「ゆたか福祉会40周年記念集会」では『30周年を機に策定した「ゆたか福祉会綱領」により、多くの混乱と事業の停滞、地域社会からの信頼の低下を招いてしまいました。』と総括し、『「ゆたか福祉会綱領」及び「綱領教育」についての総括』を９ページにわたって掲載し、あらたな出発を約束しています。

この大きな転機をつくったのが、勇気をだして立ち上がった金丸理津子さんはじめ鈴木徳彦さん、安藤良男さんや泰中さん達、ローカルユニオンの人々でした。

泰中さんの定年退職を前に、４月６日、三者で懇談をしました。

富田理事長は懇談の最後に「申し訳なかった。残り二年間の理事長職の間に、一層の努力を約束します」と涙の謝罪をしました。そして泰中さんの病気が回復し、本人が希望すれば、パート看護職として採用すること等を言明しました。

なお、金丸さんは現在も病気療養中ですが、病気が再発して一年半を経過したため、有給の療養が打ち切られ、無給になりました。しかし、今年９月までは職員として復職するために療養を継続します。ゆたか福祉会の再生をはかるためには、「ゆたか労組」に代わる「福祉保育労ゆたか分会」の職場に根を下ろした活発な活動が期待されます。

（文責：宮崎　脩一）

４０周年記念集会で歌を指揮する浜島康弘さんと仲間たち

あいさつする富田理事長

小出過労自死
労災認定裁判

小出署名2万筆達成をめざして頑張ろう!

小出さんを支援する会、第５回総会を開催

４月26日(金)午後６時30分から、労働会館会議室で５０名を集めて、第５回小出さんを支援する会総会が行なわれました。総会には1年余入院していた、渡辺三千夫会長が元気な姿を見せてくれました。若見叔孝議長の進行ではじめに伊藤大介弁護士から、2009年６月に成立した和解は、小出尭さんが最初に仕事が多忙で鬱病を発症し、途中も寛解せずに鬱病がつづいていたとの夏目裁判官の判断に基づいて、損害賠償の責任をソフトバンクに求めたものであることが報告されました。伊藤朝日太郎弁護士からは労災不支給決定の取り消しを求める行政訴訟の経過と問題が報告されました。労働保険審査会の決定は「不支給」でしたが、開局時の仕事が多忙で、鬱病を発症したことは認めているので、そのときの業務の多忙さを実証することに、重点をおいて準備する方針が語られました。

宮崎事務局長は、①昨年の成果が原告・弁護団・支援する会が団結してことにあたっていること、②支援の輪が大きく広がっていること。愛労連・国民救援会はじめ過労死家族の会や健康センター、他の裁判の原告と共同で三の丸、裁判所前、名古屋駅前での宣伝や、栄総行動、全国裁判交流集会などでの訴えが３５，８７３筆の署名や毎回の裁判傍聴を満席にすることに現れていると昨年の総括をしました。

今年は署名２万筆以上を集め、法廷内外の闘いを結合して、過労死や過労自殺のない社会をつくる運動と連帯して闘おうと運動方針を提起しました。

討論では今も、たたかっている多くの原告、支援する会から、様々の教訓や運動への提案がありました。とりわけ、今年4月にだされた小池裁判の判決や、不当判決になった倉田裁判についての意見が多数出されました。職場の労働の実態をリアルに裁判官に知らせるために、証人や証言を集める努力が強調されました。

小出典子さんから支援者へのお礼と、「今年も頑張る」との決意が表明され、渡辺会長の「頑張ろう」で力のこもった総会を閉めました。二次会は当初の予想を超えて19名が集まり、夜11時ごろまで懇談を深めました。

（文責：宮崎　脩一）

第５回総会の様子

坂本国民救援会会長から署名を受け取る原告

西三河働く者の暮らし・健康ネットワーク発足！

５月９日(日)安城地区労事務所に、10団体12名が集まり、2009年春から懇談をつづけて準備を進めてきた連帯組織の発足総会を行いました。

＊地区労加盟団体は減少をたどって来た。現状に立ち向かっていくためにこのような連帯の組織が必要。
＊西三河労連を７月に再編した。高齢化が顕わになっている。近年公務分野で若い組合員が減り、役員に「頑張ってください」と依存。
＊デトロイトのレーバーノーツ大会に行ってきた。アメリカでも戦略は「連帯」だ。
＊愛知健康センター20周年の記念すべき年に西三河に新しい組織ができたことは歴史的だ。
＊うつ病の相談が増えている。愛知健康センターの経験を学びたい。
＊トヨタ関連の裁判地元の西三河からの応援も少ない。ＡＴＵ(全トヨタ労組)としても地域の運動に参加していきたい。
＊非正規労働者の闘いは終わった後組合員として職場で弾圧に抗して運動を継続することが課題。地域の連帯は支えになる。
＊碧海５市（人口約90万人）に重度身体障害者の入所施設がない。入所施設をつくる会を立ち上げた。

などの発言が続きました。

ネットワークの進め方は、６月３日(木)19:00開催予定の第１回世話人会で具体化することにしました。最後に、代表世話人として、安城地区労事務局長・和田米吉氏を選出して発足総会を終わりました。

以下に入会呼びかけ文を紹介します。

（文責：近森　泰彦）

＜呼びかけ文＞

愛知はトヨタ自動車を頂点にした関連企業がひしめきあい、とりわけ西三河地方はピラミッド構造が隅々まで広がっています。２００８年秋から始まったトヨタショックは下流域で働いていた多くの非正規労働者をなで斬りし路上に追いやりました。職と住まいを同時に失った労働者はマスコミ報道、口伝え、場合によっては役所の「助言」を得て名古屋中村区役所に集まってきました。長年に亘って失業者を助けてきた笹島診療所、笹島日雇労働組合が中心となってボランティアを組織し名古屋市役所を動かして生活保護、住居などを保障させてきました。また、トヨタショックで生活が脅かされたり、過労・労災で苦しんでいる労働者が名古屋に事務所を置く「連帯ユニオン」、「名古屋ふれあいユニオン」、「NPO働く者の健康センター」、「ATUサポート市民の会」などに相談に訪れるようになりました。ブラジル人などトヨタ下請けで働く外国人労働者が直面する苦難はいっそう厳しいものがあります。このように「三河で発生した問題」を名古屋で解決、またはたたかうというケースが目立っています。

西三河でトヨタと向き合う運動体が必要だ！と、このような経験から期せずして声があがりました。２００９年７月、健康センター事務所で始まった有志による西三河共同・連帯づくり懇談会は２０１０年３月まで５回続き『西三河働く者のくらし・健康ネットワーク』を２０１０年５月に発足させることになりました。小さな組織、個人も共同することによって大きな社会的力を発揮することが可能になります。この地域で運動を続けてこられた既存の諸団体、個人の方々にネットワーク加入を呼びかけます。

〈連絡先〉〒446-0072
安城市住吉町7-17-20
安城地区労内　和田　米吉
TEl：０５６６－９８－４５３８
FAX：０５６６－９７－１８０１

発足総会の参加者

愛知健康センターの20周年記念行事

愛知健康センターは、設立２０周年を迎え、下記のように記念する行事を企画しています。その概要をお知らせします。

日時：８月２８日（土）10：00～１８：30
場所：労働会館本館会議室・東館２階ホール

１．10:00～12:00　現代社会をうつす五つの分科会（労働会館２階会議室）

第一分科会　メンタルヘルス
第二分科会　アスベスト
第三分科会　職場の安全
第四分科会　子どもと教員の労安
第五分科会　過労死を防ぐために

・職場からのレポートを３つぐらい用意。
・討論・司会・記録係・会場準備などが必要。
・プレ分科会を２～３回開催します。
　当日は30～40名の参加者をお願いします。

<プレ分科会の日程>
①１８時３０分から健康センターで開かれます。関心のある方の参加を待っています。
②分科会はプレ分科会を積み重ねて準備しています。みんなの参加で成功させましょう。
　特に第三分科会では、すでに三回のプレ分科会を行い、職場の実態を報告しています。

２００２年からアジア向けの鋼材輸出が急増した。それまでにベテラン労働者を合理化で首切りしたこと、修繕費を削減したこと、設備の老朽化がすすみ、ＩＨＩでは建造中の船で火災が発生、ブリジストンではタンク爆発がおこり、労働災害が多発してきた。日本の技術で育成した海外の鉄鋼業者との競争が激化し、賃金抑制や下請け関連への丸投げが始まった。このため、下請け関連企業で事故が多発。成果主義導入の後、協力関係が薄れている。技術者に精神疾患が増えている。

<プレ分科会の具体的日程（月／日）>１８時３０分から健康センターで開かれます。

第一分科会　５月下旬で調整中
第二分科会　４／９，５／20，６／12，（アスベスト対策愛知連絡会の協力で進めます）
第三分科会　３／11，４／９，５／14，６／18，７／16，
第四分科会　３／26，５／21，
第五分科会　未定

２．13:00～15:00　記念講演（労働会館東館ホール・１５０名～２００名予定）

演題：「今、問われるいのちと健康」
－九州セミナの取り組みから学んだ労安活動－

講師：田村昭彦氏（全国センター副理事長）

３．15:30～18:30　祝賀レセプション（東館２階ホール・参加費無料・150名予定）
内容：祝辞・歌・踊り・懇親など

◆第20期愛知健康センター総会の延期について

例年８月下旬に総会を開催していましたが、２０周年記念行事の関係で、日程を以下のように変更します。

日程：９月１１日(土)午後２時より　場所：労働会館本館２階会議室

◆ニュース「いのちと健康」１号～175号までをＣＤ保存する企画

・１号から175までのニュースをＣＤ１枚にまとめます。ご希望の方は、連絡下さい。
・次の番号のニュースがありません。お持ちの方はコピーを頂けませんか。
1996年頃発行：１０１号・１０２号・１０４号・１０５号・１０６号・１０８号・１１４号

◆「いのちと健康愛知　２０１１年会誌」の発行

２０周年を記念し特集号を発刊します。別紙の要項のように、投稿をお願いします。

◆２０周年記念海外労安事情視察８日間の旅

日　　程：１１月１日（月）又は１１月７日（日）又は１１月８日（月）出発予定
視 察 先：ドイツ・デンマークもしくはキューバ・メキシコ
視察内容：自動車工場・労働裁判所・労働基準局・病院・老人施設などを見学しながら、労安事情研修と主な観光地研修を取り入れて行います。
予　　算：未定（３０万円前後を予定）
募集定員：１５～２０名（早めに申し込み下さい。）具体案が決まればお知らせします。

報告書紹介

金沢大学・横山先生から依頼を受け、2009年９月に三日間労働会館で開かれた、「トヨタ小講座」のレジメと本講座に参加した学生の感想文をまとめた報告書。

将来労働者となる若い学生の想いが凝縮されています。是非ご一読下さい。

頒価￥５００円(お求めは、愛知健康センターまで)

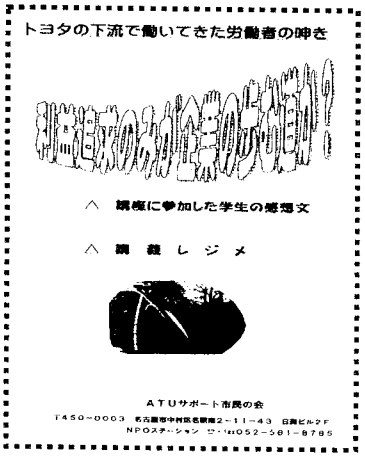

お知らせ

アスベスト対策愛知連絡会第３回総会の開催について

●日　　時：2010年６月12日(土)10:00～12:00
●会　　場：労働会館本館２階会議室
●イベント：アスベスト被害を考えるシンポジウム
　医師・被災者・弁護士・支援する会(労組など)によるパネラーを囲み討論をすすめます。
●総　　会：経過報告・運動方針・財政報告・予算案・役員体制など

私たちは高品質で安全なこの工場の継続を要求します

全国一般労働組合　愛知地方本部　あいち支部
日本アクリル分会　書記長　寺田　康男

私たちは名古屋市港区にある日本アクリル化学（株）で働く全国一般労働組合日本アクリル分会です。

私たちの職場は1962年に東亜合成化学とローム＆ハース社の日米合弁会社として設立されました。以来48年間、水性エマルジョンポリマーの生産を続け、国内の需要家から、優れた品質と安定した生産工場として高く評価されてきました。その原動力となったのは1972年に青年労働者の労働条件の向上を目指し結成された労働組合でした。生活向上の実現と働く意欲とは不可分のものです。それを実現してきたのは、労働組合の地道な努力と労使間の粘り強い話し合いと協力があったからでした。

◆日常的な安全活動

毎月に行われる安全衛生委員会は、工場長を議長に会社側委員3名と、組合側委員3名で構成され、安全に対する現到達点や事故例を示し、新たな提言等を論議し、各職場ごとに行われる職場安全会議におろします。

職場安全会議は、毎月職場単位の小グループで行われ、安全衛生委員会の報告とそれにもとずく論議、その月の安全提案、リスクアセスメント、ニアヒット報告、などが行なわれます。その中心にいるのは、全国一般の組合員です。

◆日常的な組合活動

2009年度は、年末闘争では4回、春闘では12回の団交を行いました。それ以上に重視しているのが職場討議です。毎週行われる執行委員会に合わせて執行委員がリーダーとななって論議を進めます。（3名から5名）仕事上の単位グループで形成されています。職場討議、職場報告は、組合活動の中心であり基本です。要求実現のためには、全員が十分な論議したうえで、現到達点について理解している状態が、その時点の一致した要求であり、これが揺らいでしまっては、前に進むことがきません。一方的な連絡だけでは、伝わっていないことが多く、不十分です。組合間のつながりは話し合いがもっとも重要だと位置けて38年間の組合活動がありました。

◆私たちはこの工場で生産を続けたい！たび重なるリストラと闘い約束を勝ち取る

その後、ローム＆ハース社は100%株主となるや、たび重なる人員削減とコスト削減に慢心し7回に及ぶ希望退職で120名の従業員がわずか30名となりました。しかし2005年の人削減時に会社は組合と協定を結び、「今後日本アクリルの存続と労働条件の維持・向上を約束する」と明言しました。

全組合員による京本社へ雇用を守る要請行動

◆世界トップ企業の子会社「日本アクリル化学」のリストラと闘う

現在、日本アクリルの職場では、一昨年からの世界的な景気後退を受けて、昨年（2009年）2月に名古屋工場の生産活動を停止する「合理化」計画が明らかになりました。そうし中で、2009年4月に米国多国籍化学企業：ダウケミカルが日本アクリルの親会社：ローム＆ハースを100％資本買収し、生産停止・「合理化」計画も引き継がれる形になりました。

この「合理化」計画は、2005年の30％もの人員削減「合理化」時に締結した「名古屋工場の再生・存続」の労使協定を反故にするもです。直ちに分会は、全労連・全国一般中央本部の指導・援助の下、全労連国際局の協力を得て、大黒作治：全労連議長名で米国本社に対して「国内法及び労使協定の遵守」を申し入れました。

それに対してアジア・太平洋地域の責任者からは「法律・協定を守る」旨の文章回答があり、昨年春闘では米国親会社の方針を跳ね返し、定期昇給と60歳定年者の再雇用を実現させました。10月20日には、名古屋工場において、アジア・太平洋地域の責任者2名が団体交渉に出席し、「先進国の各工場を精査しているが、名古屋工場については今後も団体交渉を行う」との回答をしています。しかし、工場存続は予断を許さない状況にあります。

◆労働者の連帯拡がる･2010春闘が正念

「働く仲間の団結と連帯集会」が全国一般愛知地方本部などの呼びかけで、10月2日、愛知労働会館で開催されました。愛知で争議を闘う仲間が続々と駆けつけ35団体90名の集会となりました。

◆３･４中央総行動　アクリル分会、全組合委員が全日ストで東京本社へ要請

春闘の要求を実現させようと「３・４中央行動」に、愛知から愛労連議長・榑松さんをはじめ全国一般より全日ストで参加したアリル分会の25名（大型バスでの参加22名）を含め、総勢28名で参加しました。

総行動の最後に日本アクリル・ダウケミカル要請を行いました。要請では、アクリル会で2月10日に行われたダウ・ケミカルとの団交において「物流センター化」との会社方向が示されたが、「雇用に対する最大の努力をしてほしい」と要請し、回答を文書で行うよう求めました。そして、NPTニューヨーク行動も含め国際的取り組みを作り、全力で闘う姿勢であることを伝えました。

◆「労使紛争を回避し名古屋工場の存続・発展につなげる」ダウケミカル本社要請行動

４月28日には、訪問団8名で、ミッドランド・ダウ米国本社を訪問し、USW12075支部と交流懇談会も行いました。

尚、６月４日(金)にご協力へのお礼を兼ねて報告集会を予定しています。

生きる希望を奪う

身体拘束廃止の立法運動始まる

４月24日、名古屋ＹＷＣＡで「患者を拘束するな」集会が開かれ、愛知発の立法化全国運動がスタートしました。

医療制度が改悪されるなか、医療関係・病院従事者は入院患者の早期回復、また要介護者に対する人間的な対応に追われています。ところが病院や介護施設でお年寄りの入院者に対してベッドに縛り付ける「処置」を行っているところがみられます。

女性患者（貞子さん、80歳）は腰痛、骨盤部痛などで一宮西病院に入院しました。貞子さんは判断力があり、また自分でトイレに行くことができる力があったにも関わらず、病院は、夜間「オムツ」を付けることを強要しました。これに抗議する貞子さん、病院は入眠剤（マイスリー）を過剰に投与しました。しかも病院では薬の管理がずさんであり看護師の判断でマイスリーを投与していました。この結果、昼間も呂律が回らない、夜間にせん妄様状態を呈するようになりました。

看護師は患者の話を聞き穏やかに接するという原点を逸脱し、叱責やオムツを顔に押し当てるなど逆に患者を興奮させる行為を行いました。背骨変形のため横臥状態でしか睡眠できない貞子さんを「懲らしめ」のために仰向けにして両手にミトン（部厚い手袋）をはめベッドに縛り付けました。

当時病院は入院患者29名、そのうち２名が外泊中で実質入院者は27名でこれを２名の看護師が看ていました。けっして過重労働ではありませんでした。(裁判記録から)。

貞子さんの長女は、このような拷問に等しい拘束は著しい人権侵害だと、勇気を出して名古屋地方裁判所に提訴しました。

地裁は病院の対応を妥当としましたが、高裁は「そもそも、医療機関による場合であっても、同意を得ることなく患者を拘束してその身体的自由を奪うことは原則として違法といわなければならない」と判決を下しました。

ところが最高裁は拘束の基準を示すという基本的な判断を避けて病院の「主張」を容認する判断をしました。

全く拘束を行わず、患者の人権を尊重して医療を行ってきている東京の上川病院がこの裁判を全力を挙げて支援しました。

「生きていく希望をなくす拘束を、治療の名によって正当化してはならない」ことを自ら実践するとともに拘束規制の法制化運動を先頭に立って続けてきた稀有な医療機関です。

拘束が許される例外は、①切迫性、②非代替性、③一時性の３要件が同時に備わった場合に限るという考えをすでに厚労省も表明しています。

上川病院では身体拘束・抑制とは

①徘徊しないように車いすやベッドに四肢をひもなどで縛り付ける。

②転落しないようにベッドに体躯や四肢をひもなどで縛る。

③点滴、経管栄養党のチューブを抜かないように、また皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

④行動を落ち着かせるために向精神剤を過剰に服用させる。

⑤自分の意志で開けることができない部屋に隔離する。

など11項目を挙げています。

人はやがて老いを迎え、多くの方が病院のお世話になります。患者にとっても家族にとっても切実な問題です。

ホームページを立ち上げました。

http://www.kousokuhaishi.jp/です。

（文責：近森　泰彦）

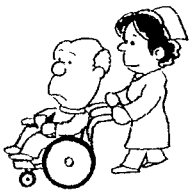

エッセイ

古　稀　の　会

今枝　正昭（愛知健康センター事務局員）

「古稀を祝う会」を琵琶湖のリゾートホテルで開きました。退職して１０年、わたしも「古稀」となりますが、主賓は何と言っても前事務局長･宮崎さん。そして、伴侶を得て新居を構えた近森さんのお祝いも兼ねて行いました。総勢１６名。彦根城の桜は３分咲きでしたが、花より団子、祝う会はいっぱいのご馳走と、お酒で盛り上がりました。

７０才、定年後のボランティア活動もひと区切りして、残された人生を考える機会に、と始まった古稀を祝う会です。今回で３回目となる古稀の会。皮切りは、熟年結婚の原田･菱川夫妻の古稀を祝う会でした。２回目は、近森さんと大家さんの古稀のお祝い。前過労死を考える家族の会代表･鈴木美穂さんの慰労を兼ねて行ったのが2009年１月。古稀の会が「これきり卒業」にならないことを期待しながらお祝いします。健康センターの「徳」なのでしょう、その後も裁判支援、非正規労働者の支援など社会的弱者に寄り添う運動にそれぞれ参加しています。健康センターの事務局にも参加してもらっていることには頭が下がります。

利潤の追求社会で、労働者の生活と健康が軽視される時代にあって、「働くもののいのちと健康を守る」健康センターの役割は重要です。定年後の長い期間を事務局長として、活動をリードしてきた宮崎さんの功績は大変大きい。宮崎さんは、愛高教元書記長として労働安全衛生に力を入れ取り組んできました。この経験を健康センターの運動に生かして、数々の成果をあげてきました。過労死家族の会や弁護士・医師と協力して運動をすすめるスタイルを定着させてきたのも、宮崎さんの人柄と行動力なしには考えられないことです。

こころよく
我に働く仕事あれ
それを仕遂げて死なむと思ふ

石川啄木が「時代閉塞の現況」を書いてから１００年。健康センターには、志を同じくする良き友がいて、社会の一役を担う大事な仕事がある。まだまだ「楽」をさせてもらえません。

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順不同)
公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にご協力ください。

小池裁判ー高裁
(障がい者マツヤデンキ過労死労災認定訴訟)

4月16日(金)、名古屋高等裁判所は、豊橋労働基準監督署長が業務外とした処分を認めた地裁判決を取り消す(原告勝訴)判決を言い渡しました。判決後、弁護士会館で報告集会を行い、障がい者個人の労働状況を判断する画期的な判決を評価し、労働局や厚生労働省に「上告するな」運動を提起しました。しかし、上告期限の4月30日「上告する」という不当な通知がありました。最高裁で争うこととなりました。

堀裁判ー高裁
(豊川市職員過労自死の公務災害認定を求める)

判決が4月26日(月)、更に5月19日(水)と再変更となりました。小池判決と同様な経過をたどっており、上司のパワハラを裁判所が認定し、勝訴を期待しているところです。判決後、弁護士会館で報告集会を予定しています。

藤原裁判ー高裁
(中電労働者アスベスト損害賠償訴訟)

裁判官の和解勧告により、原告の主張、被告の主張が提示されました。4月26日(月)和解協議が行われ、引き続き6月21日(月)にも予定されています。

鳥居裁判ー地裁
(先生が倒れ障害者に、公務災害認定を求める)

5月7日(金)進行協議が開かれました。医師の意見が原告(新宮医師)と被告側で180度異なっていることが明らかになりました。また、「部活」の範囲をどこまで公務と認めるのか争点になっています。次回は7月7日(水)午後4時30分です。

倉田裁判ー地裁
(刈谷市職員過労死の公務災害認定を求める訴訟)

4月21日、名古屋地方裁判所は原告が基金支部の「処分取り消しを求めた訴訟」で、請求を棄却する不当判決を行いました。判決後、桜華会館で報告集会を行い、原告利奈さんと弁護団は即刻「提訴する」と決意し、参加者全員で支援していくことを誓いました。

小出裁判ー地裁
(ソフトバンク過労自死労災認定訴訟)

4月26日、支援する会第5回総会がおこなわれ、50名が参加しました。「労災認定」を求めて地裁に向けて2万人の目標で署名活動を行っています。5月26日(水)午後2時30分から進行協議が行われます。

田中裁判—地裁
(ジェイテクト労働者うつ病解雇撤回訴訟)

4月の弁論準備で交代した裁判官は、突如「和解」についてふれ、傍聴者を驚かせました。田中裁判は職場復帰を勝ち取りトヨタ関連で働く正規・非正規を問わず全ての労働者が安心して働ける職場にしていく闘いです。いま、5000筆を目標に署名を集めています。5月27日午前11時から弁論準備が行われます。

市バス運転士山田ー基金支部
(パワハラで自死、基金に公務災害申請)

3月5日真相を知る会に22人が参加。自殺の背景が熱心に議論されました。4月5日名水労中央委員会で支援を訴え、メーデーでは参加者に署名を訴えました。5月6日に基金支部へ署名を届けました。累積で5000筆を超えました。当日、交通局にも公務上裁定の要請に行きました。

事　務　局　日　誌

3月1日	月	事務局会議
		全国一般国村さん来所 職場復帰の件で相談
3月2日	火	小河原さん来所　労災認定のお礼
3月3日	水	堀弁護団会議（宮崎・吉川）
		小出弁護団会議（宮崎）
3月4日	木	理事会１９人参加
3月5日	金	小池弁護団会議（鈴木・大家）
		市バス山田支援する会　基金支部へ要請
		市バス山田自死真相を知る会(22人)
3月6日	土	西三河ネットワーク準備会（鈴木・近森）
3月7日	日	ニュース3月号発送
3月9日	火	中センター山田さん来所（栄総行動要請）
		静岡Mさん電話相談
		倉田弁護団会議(吉川)
3月10日	水	平和委矢野さん他来所(核廃絶運動要請)
		医労連から労安講師依頼
3月11日	木	ローカルユニオン垣内さん来所（日総工支援）
		鳥居裁判(鈴木・吉川)
3月13日	土	労災不認定馬淵さんと懇談（宮崎）
3月15日	月	事務局会議
		龍尾・渡辺氏来所メーデープレ企画の呼びかけ
3月16日	火	ゆたか40周年記念式典（宮崎）
3月20日	土	山田前・高木現理事長と事務局メンバー懇談
3月23日	火	事務局メンバーで20周年行事企画協議
3月24日	水	小出裁判(宮崎・大家・吉川)
3月25日	木	判例研究会(宮崎)
		駅前宣伝(近森)
		第4分科会打ち合わせ（今枝・宮崎）
3月26日	金	静岡Mさん電話相談
3月27日	土	岐阜Uさん電話相談　市バスに腕をはさまれる
3月29日	月	北区Eさん電話相談　アスベスト疾患
4月1日	木	北海道じん肺裁判勝利「控訴するな」要請
		大阪教師過労死裁判勝利「控訴するな」要請
4月4日	日	宮崎・今枝古稀祝う会(16人参加)
4月5日	月	山田事務局会議
4月6日	火	岐阜Uさん来所　障害等級で相談(鈴木・吉川)
		ゆたか法人とサポートの会懇談(宮崎・大家)
4月7日	水	小出弁護団会議
		Hさん来所　個人情報漏洩で相談
		全国センター理事会(吉川)
4月9日	金	第2分科会打ち合わせ(鈴木)
		第3分科会打ち合わせ(今枝・宮崎)
4月12日	月	事務局会議
4月13日	火	過労死裁判宣伝(鈴木・大家・今枝・近森・吉川)
		田中裁判(近森・吉川)
4月14日	水	静岡Mさん電話相談
4月15日	木	過労死家族の会来所　ニュース印刷
4月16日	金	小池労災、高裁で勝利判決(事務局全員)
4月17日	土	岡本さん来所懇談(宮崎・大家)
4月19日	月	労働局へ　小池判決上告するな(鈴木・宮崎・大家)
4月20日	火	杉山過労死報告集　薬学部や図書館に送付
4月21日	水	倉田地裁判決　敗訴(事務局全員)
4月23日	金	小出支援する会総会(50人)
4月26日	月	事務局会議
		日本アクリル寺田さん来所(工場閉鎖支援要請)
4月27日	火	Nさん来所　父の自死賠償請求弁護士依頼
4月28日	水	救援会来所　名張支援要請
4月29日	木	駅前宣伝(近森・吉川)

お　礼

裁判所への要請署名など多くの支援を寄せて頂いています。
市職労環境局支部から小出署名1,343筆など各労働組合から100筆を超える多くの署名に協力をいたきました。
民主団体や個人の方からも郵送など届いています。
貴重な署名ありがとうございます。

小池労災高裁へ	30,114筆	（最終合計）
倉田公災地裁へ	23,207筆	（最終合計）
堀公災高裁へ	8,885筆	（最終合計）
小出労災地裁へ	4,607筆	（集約中）
山田公災基金支部へ	5,221筆	（集約中）
田中うつ病解雇地裁へ		（集約中）

お　詫　び

小池裁判、堀裁判では判決の日が直前に変更通知が裁判所からあるなど、会員のみなさんにご迷惑をかけました。
変更日には裁判所に連絡要員を配置するなどしてきました。事務局では混乱のおこらないよう引き続き努力していきます。

※名古屋市立高等学校教員組合から教育予算の大幅増額を求める要請署名の依頼がありました。同封します。ご協力ください。

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
5月3日(月)	憲法記念・市民の集い	13:00　名古屋市公会堂
6日(木)	市バス運転士パワハラ自死・公務災害認定山田署名提出	9:00　地公災基金名古屋市支部
	三菱電機派遣切り無効裁判	16:00　名古屋地裁
7日(金)	中学校教諭公務災害認定・鳥居裁判	16:00　名古屋地裁
9日(日)	西三河働く者のくらしと健康ネットワーク結成集会	13:00　安城地区労事務所
10日(月)	事務局会議	10:00　事務所
13日(木)	理事会（臨時）	18:30　労働会館２階小会議室
14日(金)	愛知センター２０周年第３分科会準備会	18:30　事務所
18日(火)	愛知センター２０周年第４分科会準備会	18:30　事務所
	座談会「これからの健康センター」打合会	18:30　労働会館２階小会議室
20日(木)	アスベスト対策愛知連絡会議第３回総会準備会	14:00　労働会館２階小会議室
	市バス運転士自死・山田さんを支援する会事務局会議	18:30　事務所
21日(金)	**豊川市職員・堀公務災害認定裁判半判決**	**15:30 名古屋高裁(15:00集会)**
24日(月)	事務局会議	10:00　事務所
	マツヤデンキ・小池弁護団会議，支援する会事務局会議	14:00　水野幹男法律事務所
26日(火)	ソフトバンク過労死労災認定・小出裁判	14:30　名古屋地裁
27日(水)	ジェイテクト不当解雇・田中裁判	11:00　名古屋地裁
29(土)～30(日)	第６回労働安全衛生中央学校	ラボール京都(京都労働者総合会館)
30日(日)	反貧困ネットワーク愛知結成総会	13:30　愛知県司法書士会館(金山)
6月3日(木)	西三河働く者のくらし・健康ネットワーク世話人会	19:00　安城地区労事務所
5日(土)	アスベスト電話相談１１０番　(TEL052-331-9054)	10:00～16:00金山総合法律事務所
8日(火)	事務局会議	10:00　事務所
12日(土)	アスベスト対策愛知連絡会第３回総会	10:00　労働会館２階会議室
16日(水)	判例研究会(小池・堀・倉田三裁判判決事例)	18:30　水野法律事務所
18日(金)	愛知センター２０周年第３分科会準備会	18:30　事務所
19日(土)	過労死電話相談１１０番　(TEL052-682-3211)	10:00～16:00　南部法律事務所
20日(日)	刈谷市職員過労死・倉田さんを支援する会第７回総会	13:30　刈谷市総合文化センター
21日(月)	事務局会議	10:00　事務所
7月1～7日	全国安全週間	
5日(月)	事務局会議	10:00　事務所
7月16日(金)	愛知センター２０周年第３分科会準備会	18:30　事務所
8月28日(土)	**愛知センター20周年記念行事(分科会・記念講演・祝賀会)**	**10:00～18:30　労働会館全館**
9月11日(土)	**愛知健康センター第２０期総会**	**14:00　労働会館２階会議室**